

不法就労 不法滞在防止

ご協力をお願いします



おや?と思ったら
110番

不法就労とは?

不法就労となるのは、次の**3つ**の場合です。

- ① **不法滞在者や被退去者が働くケース**
(例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ② **就労資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース**
(例)・短期滞在・就労不可の者が許可を受けずに働く
- ③ **出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース**
(例)・料理人として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生等が許可された時間を超えて働く

着眼点

不法滞在

- ・雇用する際、在留カードのコピーや画像でしか見せてくれない人は不法滞在の可能性あり
※ 他人の在留カードを借りて成りすましています。
- ・不法滞在者は、民泊や正規滞在者の自宅に潜んでいることがある 等

不法就労

- ・留学生が毎日何時間も働き学校に行っていない
- ・留学生や技能実習生等が風俗営業店で働いている 等

◎少しでも異変を感じたら迷わず、ご連絡をお願いします。

偽変造カードに注意してください。



● ポイント①



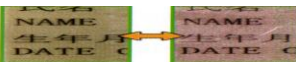
「MOJ」が**緑からピンク**に変化

● ポイント②



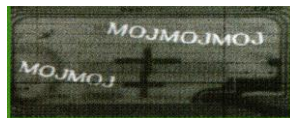
角度を変えると、**文字の白黒が反転**

● ポイント③



カード左側が**緑からピンク**に変化

● ポイント④



おもて面から強い光を直に当てると
「MOJMOJ」の文字が見えます

偽造対策ワンポイント♪



在留カード内のICチップを読み取ることも
偽造判別に有効!!

※アプリ名
「在留カード等読取アプリケーション」



※ 罰則

- 「不法就労助長罪」
就労させたり、不法就労を斡旋した人は、罰せられます。
(不法就労者であることを知らなかったとしても、身分不確認等の過失がある場合には処罰を免れません。)

八幡西警察署 警備課
連絡先: (093) 645-0110
内線(461・465)